

FASB におけるのれんの会計処理の簡素化

— 非公開企業への償却処理再導入と公開企業への拡大の可能性 —

Simplifying Accounting for Goodwill in FASB: Reapplication of Amortization Method to Private Companies and Possible Expansion to Public Companies

島田 奈美*

Nami Shimada

本稿は、のれんの償却処理を廃止し減損モデルを最初に導入した FASB が、償却処理を非公開企業に再導入し、公開企業への再導入について議論するに至った経緯について、公表資料をもとに調査したものである。調査の結果、減損モデルの導入が情報の有用性の向上に寄与しなかったこと、減損テストの複雑さが利害関係者に与える負担の大きさが償却処理再導入および再導入に向けた議論の大きな要因であることが明らかとなった。

キーワード：のれん、FASB、減損テスト、償却処理

I. はじめに

米国財務会計審議会 (Financial Accounting Standards Board, 以下、FASB) は 2001 年に財務会計基準書第 142 号「のれん及びその他無形資産」(以下、SFAS142)¹⁾ を公表した。SFAS142 はのれんの償却処理を廃止し減損テストを導入した初めての会計基準²⁾ である。SFAS142 は 2001 年に適用されて以降、2008 年に改訂が行われたがのれんの減損処理の手続きに関する大きな変更点はない。

2011 年 9 月、FASB は会計基準更新書第 2011-08 号「無形資産—のれん及びその他 (Topic350) — のれんの減損テスト」(以下、ASU2011-08)³⁾ を公表したが、これには次の経緯がある。SFAS142 の適用後から、非公開企業の財務諸表作成者を中心に、減損テストの手続き及び計算が複雑であり、外部委託した場合の費用負担が大きいという指摘がされてきた。FASB が財務諸表の作成者及び利用者を対象に調査を行った結果、のれん減損テストの実施負担と、財務諸表利用者にもたらされる便益が釣り合っておらず、特に非公開企業及び小規模の公開企業においては費用負担が重荷になっていることが明らかとなった (BC08)。これらの問題に対処する形で発行されたのが、ASU2011-08 である。図 1 は ASU2011-08 の減損テストの手続きを示している。

*流通科学大学商学部、〒651-2188 神戸市西区学園西町 3-1

(2020 年 3 月 26 日受理)

©2020 UMDS Research Association

主たる改訂点は、減損テストの出発点を定性的評価にする選択肢が加わったことである。

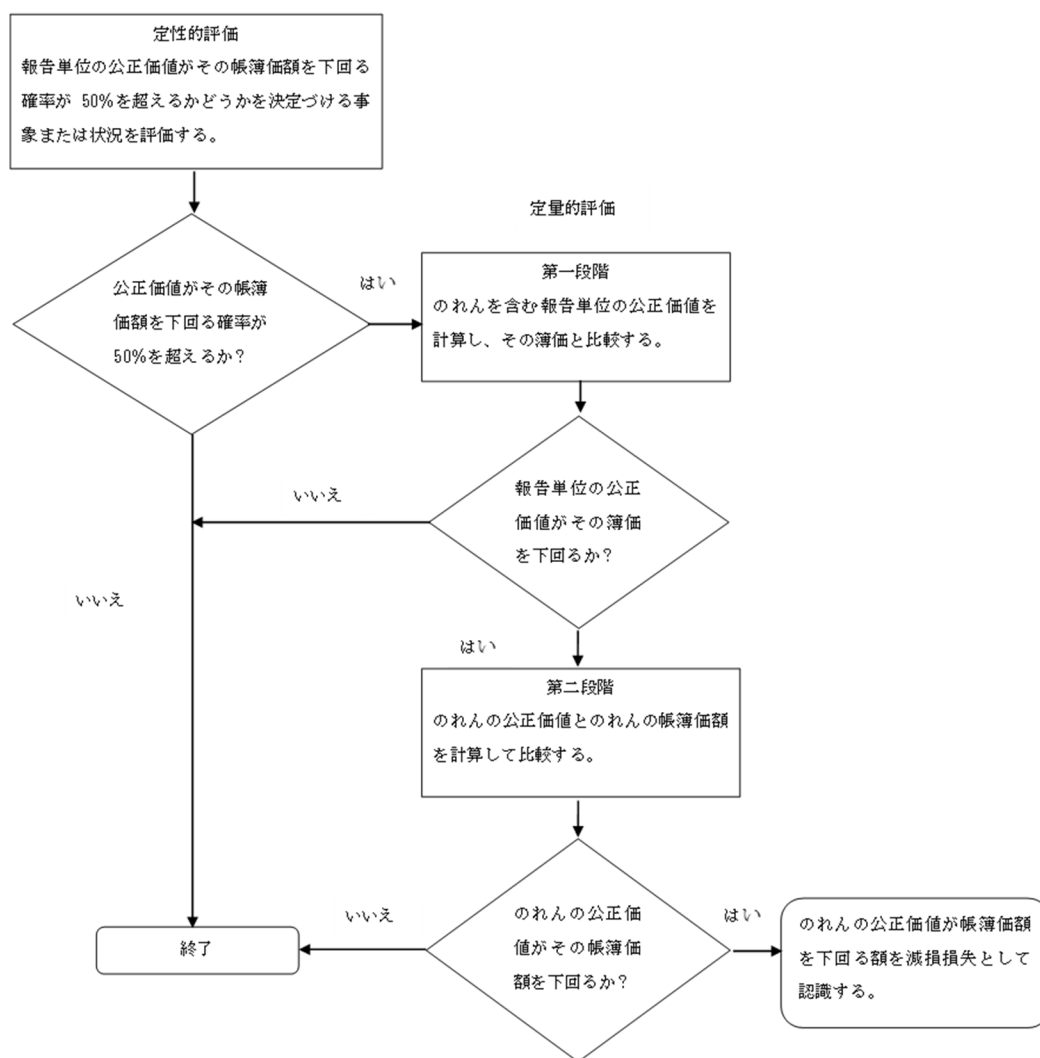


図 1. ASU2011-08 における減損テストの手続き

出所：ASU2011-08, para.350-20-55-25 を参考に著者作成

定性的評価とは、のれんを含む報告単位⁴⁾の公正価値が簿価を下回る可能性が高いか（50%を超える確率で）否かを決定する定性的要因にもとづき判断する（Topic350-20-35-3A）評価方法である。ここでポイントとなるのは、これまで強制的に少なくとも毎期1回は（定量的）減損テストが課せられていたのが、本改訂の結果、減損の可能性が高いと判断されなければ、減損テストを実行する必要は無くなったことである。これにより減損テストの手続きの複雑さ及びコストの

軽減が期待された。

ASU2011-08 による改訂は、のれんの会計処理の理論的な問題を解決するというよりも、主に財務諸表作成者からの要請に対応する形でのれんの減損テストの簡素化を試みたものである。しかしながら、島田（2013）は、定性的評価の実施上の問題点を取り上げ、定性的評価が導入されたところで財務諸表作成者の負担は十分に軽減されない可能性がある⁵⁾と指摘した。

本稿では、ASU2011-08 の発行以降、FASB が公表した資料にもとづき米国におけるのれんの会計処理の簡素化に向けた取り組みの現状とそこに至るまでの経緯を確認し、簡素化についての議論がどの程度まで進むのかについて、可能性を含めて検討する。

II. ASU2011-08 適用後の議論

ASU2011-08 適用により、期待された負担軽減効果が得られたか否かについて、FASB の諮問機関である非公開企業協議会（Private Company Council, 以下、PCC⁶⁾）は、非公開企業の財務諸表の利用者、作成者、監査人へのアウトリーチ活動において意見収集を行った。その後、2013年5月に開かれたPCC会議において、意見収集の内容にもとづき議論が行われた。議論の目的は、非公開企業の財務諸表利用者の情報ニーズを損なうことなく、財務諸表作成の複雑さと負担を軽減する代替処理案をFASBに提示し、ASU2011-08の改訂を促すことにあった。

1. ASU2011-08 に対する利害関係者の意見

本節では、代替処理案の内容について説明する前に、非公開企業の利害関係者が ASU2011-08 に対してどのように認識を持っていたのかについて、PCC 会議の討議資料⁷⁾をもとに整理し、定性的評価の導入により期待された効果の有無について確認する。

a. 財務諸表作成者からの意見

多くの非公開企業の利害関係者は、現行の減損テストが、償却処理よりも概念的に優れていると認識している⁸⁾が、減損テストの導入により非公開企業の財務諸表利用者に提供される便益が、情報作成コストを上回るわけでないと考えている。また、ASU2011-08 で定性的評価が導入されたことにより、のれんの減損テストの実施コストの削減と複雑さは幾分か緩和されたが十分ではないと認識している（para.35）。

減損テストの複雑さとコストは、まず報告単位の決定後の手続きにおいて発生する。ASU2011-08 では、報告単位の決定後、報告単位の帳簿価額と公正価値の比較を行うために、のれんを含む資産・負債を各報告単位に配分するが、共有資産・負債の配分は複雑で困難な場合がある。さらに、新規の組織再編がある場合にはそのつど調整が必要である。また、各報告単位について、定性的評価で減損の可能性があると判断された場合には、定量的評価が実施されるが、

定量的評価の第一段階では、報告単位の公正価値を計算することが求められており、通常、外部の評価専門家の関与が必要となる（para.36）。

定量的評価の第二段階においてのれんの公正価値と帳簿価額を比較するが、減損テストの実施日を取得日と仮定してのれんの公正価値の計算を行う。第二段階は当初の取得価格の配分と同程度の労力が必要であり、係るコストは非公開企業にとって重大である（para.37）。

b. 財務諸表利用者からの意見

大部分の非公開企業の財務諸表利用者は、のれんの減損損失は現金の流出を伴わないため、営業成績の分析から除外している。一部の利用者は、減損損失を計上した事実の有無からは取得の成功（または失敗）を検証することはできるが、それは予測的な指標ではなく確認的な指標であるとしている。一般的に利用者は減損損失の算定方法には精通していないため、減損損失の額は減損の発生の有無よりも重視されていない（para.39）。

のれんの減損の誘因となる事象や状況は、減損損失が計上されるかなり以前から顕在化している。したがって、大部分の利用者は、減損損失の誘因となる事象を識別するために、他のより適時性の高い情報を利用する（para.40）。

2. 代替処理案とそれに対する見解

以上から、ASU2011-08において減損テストの簡素化の一環として定量的評価を導入した後も、財務諸表の作成者からは依然として減損テストに関する負担が払拭されていない事が明らかとなった。また、SFAS142による減損テストの導入には、のれんの会計処理をより精緻化することで財務諸表利用者に対する情報の有用性の改善を図るという意図もあったが、非公開企業の財務諸表利用者はのれんに関する数字を重視していないことから、減損テストにかかるコストが便益に見合っていないことが明らかとなった。そこで、PCCはのれん会計処理のさらなる簡素化を目指し、代替処理案とそれらに対する様々な意見について議論を重ねた。以下は代替処理案とそれらに対する利害関係者の意見を整理したものである。

代替処理案 A：減損テストをより簡素化するアプローチ

少なくとも年に一度、一段階からなる定量的評価を適用する。さらに、非公開企業は、減損テストを企業レベルで行うか報告単位レベルで行うかの会計方針の選択を行う。

のれんの定量的評価における第一段階の実施方法に変更はない。ただし、第二段階を廃止するため、のれんの減損損失は、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回っている場合において、帳簿価額の公正価値に対する超過額として計算される。のれんの減損損失はその帳簿価額を減額させるが、のれんの帳簿価額を超えて減額されることはない。また、のれんの減損テ

トを企業レベル又は報告単位レベルで実施する選択を行うことが可能である (para.43)。

代替処理案 A を支持する意見

のれんの減損という事象には予測的価値はないものの確認的価値を有することから、減損テストは償却処理と比較して有用性の高い情報を提供する方法である。また、一段階のアプローチはある程度のコストと複雑さを軽減する (para.44)。一段階アプローチは現行の二段階アプローチほど正確に減損損失を計算することができないが、計算が不完全であっても情報の有用性を損なうものではない。これは、財務諸表利用者がのれんの減損の計算方法を一般的に理解していないことを示すコメントによって証明されている。つまり、現行の減損テストのコストの最も高い側面、すなわち第二段階における仮定計算を除外することで、作成者にとっての負担が軽減し、利用者に対する情報の有用性も損なわれることはない (para.45)。

代替処理案 A は、報告単位レベルまたは企業レベルのいずれかで減損テストを行うとしている。報告単位はセグメントまたはそれ以下の単位を指し、企業レベルの開示よりも経営実態を適切に表すと言える。しかし、多くの非公開企業は、報告単位レベルでのれんの減損テストに必要なデータを収集する内部資源を有しておらず、報告単位の決定を誤る恐れがある。報告単位の決定後においても、報告単位への資産・負債の配分は困難で間違いを起しやす。したがって、非公開企業には、報告単位レベルではなく、企業レベルで減損テストを行う選択肢が与えられるべきである (para.46)。

代替処理案 A に反対する意見

企業レベルでの減損テストについて、企業が全く異なる分野の事業を複数有する場合には、減損処理の精度が低下し、結果の信頼性が劣る可能性がある。

現行基準において、全ての企業に対して少なくとも年に一度は減損テストが課されるため、減損テストの第二段階に進むような企業にとって代替処理案 A による簡素化の効果は存在するが、定性的評価をクリアする企業にとっては簡素化の影響はない。

代替処理案 B : 償却処理アプローチ

15 年を超過しない年数で償却を行うことに加え、代替処理案 A のアプローチを用いて、トリガー・イベント⁹⁾が発生した場合にのみ減損テストを行う。

のれんを主要資産¹⁰⁾の耐用年数にわたって 15 年を超えない範囲で償却する。主要資産の費消パターンを決定できる場合には、そのパターンを反映した償却方法を使用し、そうでない場合には、定額法を使用する。残存耐用年数及び償却パターンが類似しているのれんは、一括での償却処理が可能である。年に一度の減損テストの必要性はなく、トリガー・イベントがある場合のみ、

代替処理案 A の減損テストを行う。代替処理案 A と同様に、企業レベルまたは報告単位レベルのいずれかで減損テストを行うかの会計方針の選択を行う (para.49)。

代替処理案 B を支持する意見

代替処理案 B は每期一定額を費用計上し、実際ののれんの価値の変動を無視していることから代替処理案 A より理論的に劣っているが、企業の経営成績の分析においてのれんの減損損失の額について重視されていないことから、代替処理案 B を採用しても利用者に悪影響はない。むしろ、代替処理案 B は情報作成における複雑さとコストを軽減し、償却費が定期的に計上されることから将来の収益予測が可能となり、経営分析に役立つというメリットがある (para.50)。

費用の適切な期間配分の観点から代替処理案 B を支持する。取得時に計上されたのれんは時間の経過と共に消費されて自己創設のれんに置き換えられる。そのままでは取得時に計上されたのれんの消費された部分が確認できないため、償却すべきである (para.51)。

また、毎期の減損テストを義務付けるのではなく、トリガー・イベントが発生した場合にのみ減損テストの実施を支持する。トリガー・イベントが生じない企業にとっては減損テストの頻度が減少することで負担は軽減されることから、効率的な方法である (para.52)。

代替処理案 B に反対する意見

のれんの少なくとも一部は非減耗性資産であり、耐用年数が確定できない可能性がある。また、のれんの耐用年数と減価パターンを予測することは困難であるにもかかわらず、代替処理 B はその予測に依存しているため、償却額は概算の見積額に過ぎない。その結果、のれん償却費はのれんの価値減少の概算を見積もったものに過ぎない (para.53)。

償却処理は取得により成長する企業にとって不公正である。なぜなら取得時に計上したのれんを償却し、同時に取得後ののれん¹¹⁾の源泉となる支出(広告・研究開発費など)を費用計上すると、特定の報告期間内に同種の費用が重複して認識されているからである。その結果、利益が過少に計上され財務諸表に経済的実態が反映されないことになる。

代替処理案 C : 即時消去 (write-off) アプローチ

すでに計上済みののれんは全額償却し、新規に取得したのれんを取得日時時点で費用計上またはその他の包括利益計算項目として計上、あるいは資本の控除項目として計上する (para.56)。

代替処理案 C を支持する意見

財務諸表利用者がのれんに関する金額を無視して分析を行うため、減損テストにかかる費用に対する便益は低い。非公開企業に大幅なコスト削減をもたらすという理由で、このアプローチの

単純さを支持する (para.57)。

のれんは、概念フレームワーク 5号「財務諸表への認識と測定」¹²⁾ 概念フレームワーク 6号「財務諸表の構成要素」¹³⁾ に記載されている資産の定義又は資産の認識基準を満たさない¹⁴⁾ ため、資産として認識すべきではない (para.58)。

代替処理案 C に反対する意見

代替処理案 C の反対者は逆にのれんは資産の認識基準を満たしていると認識しており、よほどのことが無い限り瞬時的に価値を失うことはほとんどないため、取得日に即時消去すべきではない (para.59) としている。また、のれんの減損は取得の成功または失敗の関連指標であるため少なくとも年に一度の減損テストを継続すべきである (para.60)。また、のれんを即時に消去することで自己資本に悪影響を及ぼす可能性があることから、取得に積極的な非公開企業はそのような方法を選好しない。即時消去を行えば、その分利益を圧迫し、配当の支払いなどが滞る恐れがある。また、特に LBO など一部の取引で自己資本がマイナスになるような取得を行う場合、即時消去により一時的に多額の費用を計上する恐れがある (para.61)。

多くの財務諸表利用者が、のれんは企業の営業成績の分析から除外するにもかかわらず、代替処理案 C に反対するのは、一般的にのれんの金額規模が大きく、のれんを利益や資本から直接減額するとその影響はさすがに無視できなくなるからではないかと推察する。

3. PCC 会議における決定の概要¹⁵⁾

PCC 会議において前節の論点に関する議論の結果、のれんの会計処理に関する非公開企業を対象とした次の代替処理案を FASB に提供するという合意に達した。

償却処理の容認：企業結合において取得した主要資産の耐用年数にわたり 10 年を超えない範囲でのれんを償却することができる。

償却処理を選択した場合、減損処理は次のようになる。

減損処理の単位：減損処理は報告単位レベルではなく企業レベルで実施する。

トリガー・イベントによる判別：年 1 回の減損処理による手続きを改め、トリガー・イベントが発生した場合には、定性的評価を実施する。

定性的評価のスキップ：定性的評価を行わず、減損テストへと直接進む選択肢がある。

一段階の減損テスト：現行の減損テストの第二段階を削除する。

減損損失の計算：減損テストの第一段階で計算された、帳簿価額が公正価値を超過した額を使用する。のれんの減損損失はその帳簿価額を減額させるが、のれんの帳簿価額を超えて減額されることはない。

以上のように、PCC は代替処理案 B の償却アプローチを採用することに合意した。この PCC

の提案は FASB の承認を経て会計基準更新書に反映されることになる。

Ⅲ. 会計基準更新書 2014-02 号「無形資産—のれん及びその他（トピック 350） のれんの会計処理—PCC の合意」（以下、ASU2014-02）¹⁶⁾

2013 年 5 月の PCC 会議における合意にもとづき、同年 7 月、FASB は公開草案¹⁷⁾を公表した。その後、公開草案に対するコメントレーターに応じる形で一部変更を加え、2014 年 1 月、ASU2014-02 を公表するに至った。本節では ASU2014-02 で公表された変更部分について抜粋しながら結論の根拠とともに説明を追加していくが、全体的な会計処理の流れについては図 2 を参照されたい。

1. ASU2014-02 の適用対象

ASU2014-02 の適用対象について、次のように定められている。

「非公開企業は、このサブトピック（350-20）の代替的会計処理を適用するために、会計方針の選択を行うことができる（350-20-15-4）。」

上記規定は ASU2014-02 が非公開企業に適用されることを定めている。ASU2014-02 発行時点ですでに、非公開企業から提起された問題が公開企業と非営利組織にも同様に存在することが明らかとなっており、のれんの会計処理の簡素化の議論の対象が拡大され、基準が変更される可能性があった。FASB は全ての報告主体が同時にこの問題に対処することが望ましいとしながらも、まずは非公開企業の対応を優先し、本更新書の適用範囲を非公開企業に限定することにした。ただし、企業間の比較可能性を保つために、その後の測定、認識の中止、その他の表示事項及び開示要件については包括的に適用することにした（BC6）。

2. のれんの償却処理

のれんの償却処理について、以下のように定められている。

「新規に報告を行うこととなった各企業結合又は企業再編に係るのれんは、10 年で均等償却し、他の耐用年数が適当であると認められる場合には、10 年未満で償却する（350-20-35-63）。

のれんの残存耐用年数については、残存償却期間の見直しが必要となる事象や状況の変化が生じた場合には、修正することができる。ただし償却期間の合計が 10 年を超えることはできない。のれんの残存耐用年数の見積りが修正された場合には、のれんの帳簿価額の残高は修正後の残存耐用年数にわたり均等償却される（350-20-35-64）。」

非公開企業に対して償却処理が容認された根拠は次の通りである。非公開企業の財務諸表利用者及び監査人は、定性的評価の導入により、のれんの減損テストに対する負担が幾分かは軽減されたが、完全には払拭できていない（BC8）と認識している。非公開企業の財務諸表利用者は、経営成績の分析にあたって有形純資産、キャッシュ・フロー、EBITDA¹⁸⁾を用い、のれん及びのれ

ん減損損失を分析対象から除外している。また、のれんの減損の可能性を識別するためには、会計数値ではなくより適時性の高い他の情報を利用する(BC9)。償却処理は減損処理ほど理論的に優れているわけではないとしながらも、上記の理由から償却処理への変更により財務諸表利用者が受ける影響は僅少であり、費用が便益に見合った形で財務諸表作成のコストと複雑さが低減されると判断した。

特定の期間を償却期間に定めた経緯は次の通りである。のれんの耐用年数及び減価パターンを予測することは困難であるため、PCC 会議の時点では、固定資産の減損処理と同様、主要資産に依拠してのれんの耐用年数を設定することを提案している。しかし、主要資産の耐用年数は、通常、取得から生じると予想されるキャッシュ・フローの期間を反映していない¹⁹⁾ こと、主要資産を特定することが困難なケースが存在する²⁰⁾ ことから、10 年を耐用年数と定めた(BC16)。10 年の根拠として、一般的に非公開企業を含む企業結合で取得した資産・負債の大部分が10 年目までに使い果たされる(BC17) ことを挙げている。また、一部の利害関係者は、税務上ののれんの償却期間と照合させるために15 年の期間を支持したが、15 年の期間は10 年の期間と同等に恣意的であり、償却期間が長くなると減損のリスクが高まる(BC19) とし、10 年と定めるに至った。

3. のれん減損損失の認識及び測定の単位

のれんの減損損失の認識及び測定の単位について、以下のように定められている。

「代替的処理を採用した場合、のれんの減損テストを企業全体または報告単位で行う会計処理方針を選択しなければならない(350-20-35-65)。」

非公開企業はセグメント情報開示の対象外であるにもかかわらず(280-10-15-2)²¹⁾、これまで非公開企業に対して報告単位におけるのれんの減損テストが要求されてきた。しかしながら、非公開企業の多くは事業セグメントを決定するための指針や実務に精通していないため、報告単位の決定に誤りを生じる可能性がある(BC27)。また、企業レベルでの減損テストは、特定の取得に関連する減損情報の喪失をもたらす可能性があるが、ほとんどの非公開企業はごく少数、または単一の報告単位しか持たない(BC28) ことから、本改訂において非公開企業の報告単位を企業全体とすることが認められた。

PCC 会議の時点では、代替処理を選択するすべての非公開企業が企業全体を報告単位として減損テストを実施すべきであると提案したが、全く異なる業種の報告単位を有するケースが存在することから、企業全体または報告単位のいずれかで減損テストを実施することに決定した(BC22)。

4. トリガー・イベントによる判別の導入

ASU2014-02 においてトリガー・イベントによる判別が導入されたが、その適用方法については以下のように定められている。

「当該企業（または報告単位）の公正価値が帳簿価額を下回る可能性を示す事象または状況の変化（トリガー・イベント）が生じた場合に、のれんの減損の有無をテストする。350-20-35-3C (a) から (g) は、これらの事象又は状況の例²²⁾を示す。トリガー・イベントがないと判断した場合は、減損テストを次の段階に進める必要はない（350-20-35-66）。

トリガー・イベントが発生した場合、企業は、定性的要因を評価し、企業（または報告単位）の公正価値がのれんを含む帳簿価額を下回る可能性が（つまり 50%以上の確率で）高いかどうかを判断することができる。350-20-35-3C (a) から (g) は、これらの定性的要因の例を含む（350-20-35-67）。

350-20-35-3C (a) から (g) までに記載されているような事象又は状況の全体を評価した上で、当該企業の公正価値（または報告単位）が帳簿価額を下回っている可能性は高くないと判断した場合には、さらなる検証は不要である（350-20-35-71）。」

ASU2011-08 では少なくとも毎期一回の減損テストが要求され、定性的評価をスタートとしている²³⁾が、図2のように、ASU2014-02 ではトリガー・イベントの発生が確認された場合に、定性的評価の実施を選択でき、企業（または報告単位）の公正価値がのれんを含めた帳簿価額を下回る可能性が高いかどうかを判断する。定性的評価で減損の可能性が高いと判断された場合、または定性的評価をスキップした場合に定量的評価を実施する。

トリガー・イベントによる判別に用いられる事象及び状況の事例と定性的評価で用いられる事例は同じ内容であるが、用途及び使用方法が異なる。トリガー・イベントは、減損の決定的な要因であり、一つでも該当すれば減損の可能性有りとして減損テストの対象となる。それに対して、定性的評価は、すべての事象及び状況を総合的に考慮した上で、のれんが減損している可能性が高いか否かについて判断を下すのに用いられる。

定性的評価の前にトリガー・イベントの有無にもとづき減損テストの必要性を判断するように変更された理由としては、定性的評価の手続きの煩雑さにあると考える。のれんの減損の可能性を示す事象または状況は 350-20-35-3C (a) から (g) で全てが網羅されているわけではなく、それ以外の関連する事象を評価する必要があること、さらには、定性的評価においては公正価値が帳簿価額を下回る可能性が高いか否かの判断に影響を及ぼす可能性のある、プラスの、かつ緩和的な事象や状況を考慮すべきである（350-20-35-68）ことから、マイナスの事象のみならず、それを緩和するプラスの事象についても総合的に見て判断する必要がある。償却処理を選択することで作業負担の軽減を狙っているにもかかわらず、定性的評価を毎期課すことはその効果を相殺させることになってしまう。トリガー・イベントによる判別を手続きに加えることにより、より効果的に負担を軽減すると考えられる。

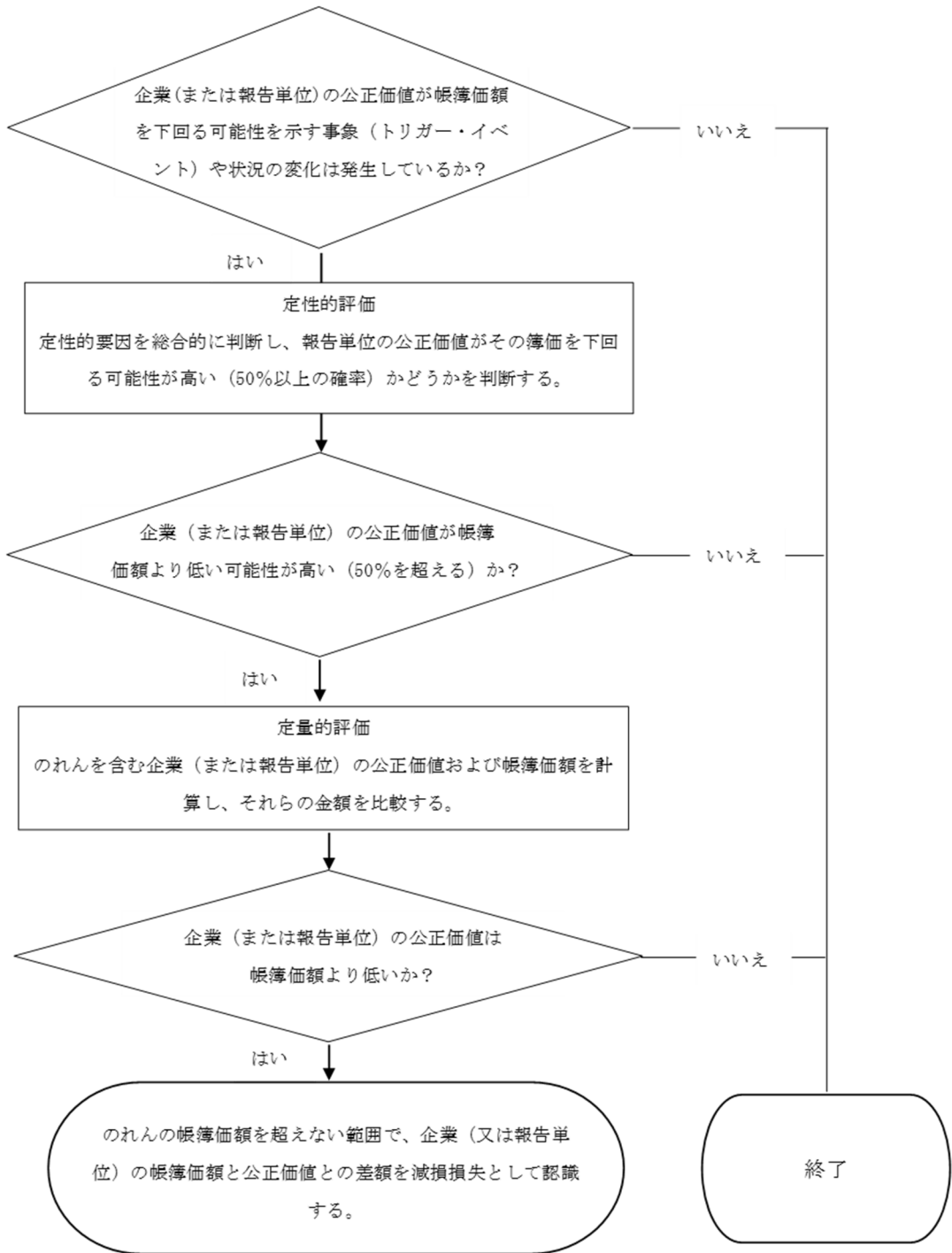


図 2. ASU2014-02 代替処理における減損処理の手続き

出所：ASU2014-02, para.350-20-55-26 を参考に著者作成

5. 定量的評価

定量的評価については、以下のように定められている。

「定性的評価により企業（または報告単位）の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が高いと判断した場合、又は定性的評価をスキップした場合、企業（または報告単位）の公正価値を決定し、のれんを含む帳簿価額と比較する。のれんの減損損失は、企業（または報告単位）の帳簿価額が公正価値を超過する場合に認識される（350-20-35-72）。」

a. 一段階の定量的減損テスト

「のれんの減損損失がある場合には、のれんを含む企業（または報告単位）の帳簿価額が公正価値を超過する額として測定する。のれんの減損損失はのれんの帳簿価額を超えてはならない（350-20-35-73）。」

従来の減損テストから第二段階を除外することで一段階への簡素化を行った。その根拠として、一つは、一段階アプローチでは二段階アプローチほど理論的に正確なのれんの減損額が得られない可能性があるが、減損の計算の精度が多少低下しても財務諸表の有用性が損なわれることはないこと、もう一つは二段階のれん減損テストの費用のかかる側面、すなわち、減損テストの時点を取得時点とする仮定のもとでのれんの公正価値を計算するプロセス(第二段階)を除くことで、非公開企業の作成者の負担を軽減し、なおかつ利用者にとっての情報の有用性の低下は僅少である(BC26)ことが説明されている。

6. ASU2014-02の主たる変更点及び問題点

減損評価の導入には財務諸表利用者に対する情報有用性を改善する意図も存在したが、導入後において、のれんに関する会計数値に対する非公開企業の財務諸表利用者の認識に変化がないことが明らかとなった。それに対し、非公開企業の財務諸表作成者にとって減損処理の手続きは外部に頼る部分が大きく、その負担が大きかった。のれんの会計処理の費用と情報の有用性という便益のバランスをとるために、のれんの会計処理を大幅に簡素化する必要があった。ASU2014-02における主たる改訂点は、非公開企業を対象としてのれんの償却処理を認めたこと、償却処理を選択した場合に減損テストを二段階から一段階へと手続きを簡素化したこと、企業レベルでの減損処理を認めたことである。

この変更は非公開企業の負担の軽減に主眼が置かれており、その点においては効果的であると考える。一方、会計処理自体の理論的な妥当性については不明瞭な部分が存在する。まず、償却処理に関しては、償却処理が減損処理よりも理論的に劣っている部分を認識しつつ償却処理を容認したこと、10年という償却期間については一般的な認識を示しただけで明確な根拠が見当たらないことがあげられる。次に企業レベルでの減損処理を容認したことに関しては、複数の取得を

行っている企業において、企業レベルでの減損テストを採用した場合、個々の取得の成否が相殺され、のれんの減損損失の認識が遅れる可能性が考えられる。一段階のみの減損テストに関しては、のれんの減損損失は、のれんを含む企業（または報告単位）の公正価値と帳簿価額の差額によって計算されるため、のれんの価値の減少とは関係のない数字がのれんの減損損失として計上される可能性がある。ASU2014-02 は非公開企業を対象を限定したものであるが、先にもあったように、簡素化の議論の対象はそれ以外の報告主体にも拡大される。非公開企業と比較して多くの子企業やセグメントを有するであろう公開企業を議論の対象とした場合、上記の問題を無視することはできない。

IV. 会計基準更新書 2017-04 号「無形固定資産—のれん及びその他 (Topic350) —のれんの減損テストの簡素化」(以下、ASU2017-04)²⁴⁾

ASU2014-02 が適用されたことを受け、FASB は代替処理の対象外であった公開企業や非営利組織についても、取得時に計上されたのれんの会計処理を簡素化すべきか決定するためのプロジェクトに取りかかった。2015 年 11 月、FASB は、公開企業及び非営利組織ののれん会計に関するプロジェクトを 2 つのフェーズに分けて検討することを決定した。第 1 フェーズは、のれんの減損テストの手続きを簡素化することであり、2017 年 1 月に発行された ASU2017-04 はこれに対応したものである。のれん会計に追加的な変更を加えるか否かについては、第 2 フェーズで検討される予定である。FASB は ASU2017-04 の発行後、その有効性を今後モニタリングし、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards, 以下、IFRS) の変更があればその結果を検討するとともに、第 2 フェーズに移行することを決定した。

1. 範囲

本改訂は、公開企業及びその他の事業体で、財務諸表にのれんを計上し、計上後ののれんの測定において非公開企業に対する代替的処理を選択していない企業に必要なものである (ASU2017-04, p.1)。

ASU2017-04 は、公開企業及び非営利組織、ASU2014-02 の代替処理を選択しない非公開企業を対象としている。

2. のれんの会計処理

のれんの会計処理について、以下のように定められている。

「のれんは償却しない。代わりに、のれんについては、少なくとも年 1 回、報告単位と呼ばれる報告レベルで減損テストを実施する (350-20-35-1)。」

FASB は、ASU2014-02 の代替処理をすべての報告主体に適用すべきかを検討したが、PCC にお

ける議論のように代替処理を設けるのではなく、減損テストの複雑さとコストの問題を焦点とした減損処理の簡素化に取り掛かることを決定した。償却処理の導入など、ASU2014-02 の代替処理における追加的な議論は、プロジェクトの次の段階で FASB によって検討される可能性がある (BC11) とした。

3. 減損テストの手続き

減損テストの手続きについて、以下のように定められている。

「まず定性的要因²⁵⁾を評価し、定量的評価²⁶⁾を実施する必要があるか否かを判断することができる。必要と判断される場合には、定量的評価を用いてのれんの減損を特定し、特定できた場合には認識すべきのれんの減損損失の金額を測定しなければならない (350-20-35-3)。」

上記の規定はのれんの減損テストの全体的な手続きを規定しているが、減損テストの第二段階が削除されたことから、改訂後は「二段階」のという文言が削除されている。

「のれんの減損とは、のれんを含む報告単位の帳簿価額が、当該報告単位の公正価値を超過する状態のことを指す。のれんの減損損失は、のれんを含む報告単位の帳簿価額が公正価値を超過する金額について、当該報告単위에配分されたのれんの総額に限定して認識される (350-20-35-2)。のれんの減損テストは、減損の可能性の有無と減損損失の金額の両方を識別するために使用され、報告単位の公正価値とのれんを含む帳簿価額と比較する (350-20-35-4)。報告単位の公正価値が帳簿価額を上回る場合、当該報告単位ののれんは減損処理を行う必要が無い (350-20-35-6)。報告単位の帳簿価額が公正価値を超過する場合には、当該報告単위에配分されたのれんの合計額を上限として、超過額に相当する金額で減損損失を認識する (350-20-35-8)。」

減損テストが第一段階のみに変更されたことで、のれんの減損損失が、のれんの公正価値と帳簿価額の差額からのれんを含む報告単位の公正価値と帳簿価額の差額に変更されている。

以上のように、ASU2017-04 で簡素化されたのれんの減損テストは概ね ASU2014-02 の代替処理における減損テスト沿った形に変更されているが、いくつか相違点もある。ASU2014-02 の代替処理においては定性的評価の前に、トリガー・イベントの有無によって減損の可能性を判断するが、ASU2017-04 は従来通り、定性的評価をスタートとしている。また、報告単位について、ASU2014-02 では企業レベルでの減損処理を容認したが、ASU2017-04 では認められていない。

理由については次のように考えられる。一つは、ASU2014-02 は償却処理を前提とし、追加的に減損テストを課していることにある。つまり、のれんの価値の減少が每期償却費として認識されることから、減損テストを簡素化してもその影響は僅少ということである。しかし、ASU2017-04 は償却処理を認めていないため、トリガー・イベントによる判別では、判別を誤った場合のリスクが大きくなる。したがって、定性的評価により総合的かつ慎重に減損の判断を下す必要がある。もう一つは、先にも述べたが、公開企業は非公開企業と比較して多くの (かつ多様な) 報告単位

を有し、企業レベルでの減損テストを容認することで、本来は認識されるべき減損損失が計上されない、または認識が遅れてしまう可能性があるというものである。

本改訂にあたって、新たに検討された論点があった。それは、定量的評価の第二段階を選択肢にするか否かについてである。

FASB は 2016 年 9 月、会計更新書案を発行し²⁷⁾ のれん会計の簡素化についてコメントを招集した結果、回答のほとんどは第二段階の削除を支持し、この変更により財務諸表利用者が得られる情報の有用性を維持しつつ、測定コストを削減するという目的を達成することに同意するものであった (BC16)。しかし、金融・保険業界の回答者から第二段階を適用する選択肢を認める提案があった。これらの回答者は、一段階の定量的評価のもとでは、のれん以外の資産または負債の公正価値の変動に起因する減損損失がのれんの減損損失として計上されてしまうことを懸念²⁸⁾した (BC17)。また、第二段階を削除することは、減損の認識の精度を低下させ、第二段階で減損損失の計上が必要であったケースでも減損損失を計上する可能性があるという指摘し、第二段階の選択肢を保持することで懸念が緩和されるとした。

そこで、FASB は減損テストの第一段階から第二段階に進み、第二段階では減損損失を計上しない報告単位にとって、第二段階を選択肢とすることが有益となりうるかについて検討した (BC20)。またのれん以外の資産及び負債の価値の変動に起因する部分がのれんの減損損失として計上されることにより、実質的にのれんの減損損失が過大に計上されることで利用者が混乱する可能性があるという懸念についても議論した。しかしながら、多くの財務諸表利用者が第二段階の計算構造について十分理解していないという指摘もあり (BC21)、利用者への影響は僅少であるとした。

FASB は第二段階を削除することで、減損テストの基準がのれんを含む報告単位に変更することで公正価値が帳簿価額を下回る場合に減損を計上することが合理的であるとした。つまり、減損損失の中にその他の資産・負債の変動部分が含まれたとしても、のれんは残余財産²⁹⁾であることから、優先的にのれんを減額することが適切である (BC22) とした。

第二段階を選択肢とすることについて、FASB は、企業が様々な方法でのれんの減損を計算している場合、利用者が減損の意味を解釈することはより困難となる可能性があることから、第二段階を選択肢として維持することは混乱を招き、比較可能性を低下させる可能性があることも指摘した (BC23)。第二段階を廃止することの全体的な目標は、その有用性を維持しつつ、減損テストを簡素化することであり、第二段階を選択肢として維持することは、その目標を達成する上であまり効果的ではないことから、最終的に減損テストから第二段階を削除することが目的を達成するための最も効果的な方法であると結論付けた (BC24)。

V. 会計基準更新 2019-06 号「無形資産-のれん及びその他 (Topic350)、企業結合 (Topic805) 及び非営利組織 (Topic958) -非公開企業の会計処理における選択肢の拡張、のれん及び無形資産-」(以下、ASU2019-06)³⁰⁾

ASU2017-04 の発行後、FASB は ASU2014-02 の代替処理を非営利組織にまで拡大するかを決定するプロジェクトに取り掛かった。利害関係者から意見を収集した結果、非営利組織の財務諸表利用者は非営利組織の使命、効率性、債務返済能力に関心があることからのれんに関する会計数値を除外して評価し、多くの非営利組織の財務諸表作成者はのれんの減損テストに必要な専門知識を持たないことが明らかとなった。2001 年に発行された SFAS142 号は、のれん償却を廃止し、減損テストを導入したが、非営利組織に対しては、SFAS164 号「非営利組織：合併と取得」³¹⁾ が 2009 年に発行されるまで適用されなかった (BC18) ことが、減損テストへの取組みが遅れた原因としてあげられている。

非営利組織の利害関係者は、のれんの会計処理の代替処理を支持した。作成者は、年 1 回の減損テストを廃止し、トリガー・イベントが発生した場合にのみ減損テストを実施すれば、大幅な時間の節約につながると指摘した。医療業界の実務家及び作成者からは、すでに多くの医療業界の非営利組織が、組織全体を報告単位として減損テストを実施しているという意見が寄せられたが、多数の報告単位を有する大規模なヘルスケア業界の利害関係者は、報告単位レベルで減損テストを行う選択肢を持つことを支持した (BC19)。

2018 年 12 月、FASB は、関連規定が定められている無形資産-のれん及びその他 (Topic350)、企業結合 (Topic805) 及び非営利組織 (Topic958) について会計更新書案を発行し³²⁾、コメント招集を行った。その結果、ASU2014-02 の代替処理を非営利組織に拡張することが支持された。さらに、2019 年 3 月、非営利諮問委員会 (Not-for-Profit Advisory Committee, 以下、NAC³³⁾) の会合においても、この修正案に対する強い支持が表明された。コメントの回答者の多くが、非営利組織の財務諸表利用者は営利企業の財務諸表利用者とは異なり非営利組織の使命、効率性、債務返済能力に関心があること、一般的にのれんは財務比率や指標の計算に含まれないことからのれんの金額に関心が無いことを指摘し、のれんの償却を初めとする会計処理の簡素化を支持した。しかし一部の回答者は公開会社との合併計画がある場合には、代替処理を採用しないかもしれないとした (BC20)。これを受けて FASB は、のれんの償却処理及び減損テストの簡素化を非営利組織に要求するのではなく選択肢として容認することに決定した。

本改訂は ASU2014-02 において規定される代替処理の適用範囲を非営利組織にまで拡大したものであり、代替処理の内容を改訂するものではないため、のれんの会計処理についての説明は省略する³⁴⁾。

VI. おわりに

ASU2011-08の発行以降、利害関係者の要請によるのれんの会計処理の簡素化が展開されたが、その内容と課題について確認する。

簡素化の出発点となった ASU2011-08 において、定性的評価が認められたことにより一定の情報作成コストを軽減するに至った。しかし多くの非公開企業にとって、定性的評価にも負担が存在していたことから、PCC はさらなる負担の軽減を目的として複数の代替処理について議論を行った結果、ASU2014-02 が発行された。ASU2014-02 の主な変更点は、償却処理を選択肢としたこと、償却処理を選択した場合には、企業レベルを報告単位とした一段階の減損テストが求められたことである。ASU2014-02 は非公開企業の情報作成負担の軽減には効果的であったといえるが、理論的な根拠が乏しい部分がある。まず、償却処理に関しては、償却処理が減損処理よりも理論的に劣っている部分を認識しつつ償却処理を容認したこと、次に、10年という償却期間については一般的な認識を示しただけで明確な根拠が見当たらないことがあげられる。償却処理を前提としているものの、減損処理の簡素化については次の懸念がある。まず、企業レベルでの減損処理を容認したことに関しては、複数の取得を行っている企業において、企業レベルでの減損テストを採用した場合、個々の取得の成否が相殺され、のれんの減損損失の認識が遅れる可能性がある。FASB は一般的に複数の報告単位を有する非公開企業はほとんどなく、有していたとしても少数であることからその影響は僅少であるとしているが、非公開企業の中には事業規模が大きく、複数の報告単位を有する企業も存在するため、そのような企業が特定の意図をもって報告単位を設定した場合には、影響が小さいとは言いきれない。また、一段階のみの減損テストに関しては、のれんの減損損失は、のれんを含む企業（または報告単位）の公正価値と帳簿価額の差額によって計算されるため、のれんの価値の減少とは関係のない数字がのれんの減損損失として計上される可能性がある。上記の懸念事項に対する評価は今後の課題としたい。

非公開企業の情報作成負担に対処するために ASU2014-02 を適用した後、FASB は代替処理の対象を公開企業や非営利組織にまで拡大した。ただし、公開企業と非営利組織では、簡素化の適用の範囲が異なる。非営利組織については全面的に ASU2014-02 における代替処理を適用したが、公開企業について次の点で異なる。ASU2014-02 の代替処理においては定性的評価の前に、トリガー・イベントの有無によって減損の可能性を判断するが、ASU2017-04 は従来通り、定性的評価をスタートとしている。また、報告単位について、ASU2014-02 では企業レベルでの減損テストを容認したが、ASU2017-04 では認められていない。その理由として、ASU2017-04 は減損テストのみを採用し減損損失の計上以外にのれんの価値減少を計上する方法がないこと、公開企業は一般的に非公開企業と比較して多くの（かつ多様な）報告単位を有するため、企業レベルでの減損テストを容認することで、会計結果がゆがめられる恐れがあることが考えられ、FASB はこの点における簡素化は現時点ではリスクが高いと認識していると推察される。なお、FASB にお

けるのれんの会計処理の簡素化プロジェクトの第2フェーズは既に進行しており、その一環としてコメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」³⁶⁾が行われ、コメント結果³⁵⁾が公開されている。その中で、償却処理及び減損テストを費用対便益の視点で比較してどちらを支持するかという設問に対する回答のうち、償却処理を支持する意見が半数以上(95件中56件)であった(para.95)。そのことから、償却処理導入に対する利害関係者の関心が高いことが伺える。しかしながら、償却処理を公開企業にまで拡大して導入するためには、過去に償却処理を廃止した経緯やその影響の大きさから、費用対便益、国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board, IASB)における議論の進行状況との調整といった実務上の妥当性だけでなく、理論的にもその合理性を強く示す必要が出てくると考える。

引用文献、注

- 1) Financial Accounting Standards Board (FASB). 2001. Statement of Financial Accounting Standards No.142, *Goodwill and Other Intangible Assets*. Norwalk, CT.
- 2) IASB は FASB とのコンバージェンスを目的として、2004 年 IFRS 第 3 号「企業結合」及び改訂 IAS36 号「資産の減損」公表し、のれんの減損処理を導入した。日本基準は両基準とは一線を画し、原則として 20 年以内の規則的償却を定めている。
- 3) FASB. 2011. Accounting Standards Update No.2011-08, *Intangibles-Goodwill and Other (Topic350)-Testing Goodwill for Impairment*, Norwalk, CT.
- 4) 報告単位とはセグメント情報の事業セグメントもしくは、もう一段下のレベルを指す。
- 5) 島田奈美(2013)「のれんの減損処理における定性的評価について」『流通科学大学論集－経済・情報・政策編』第 21 巻第 2 号 pp.55-72.
- 6) PCC は、非公開企業の財務諸表の利用者及び作成者のニーズに対応し、非公開企業向けに U.S. GAAP を改訂すべき箇所を特定するため、2012 年 5 月に財務会計財団 (Financial Accounting Foundation) により設立された。PCC は、FASB が検討中の論点についても非公開企業に関する事項について助言している。U.S. GAAP の改訂及び例外規定に関する PCC の決定は、FASB による承認が必要となる。
<https://www.fasb.org/cs/ContentServer?d=Touch&c=Page&pagename=FASB%2FPage%2FBridgePage&cid=1176171762389> (2020 年 3 月 25 日取得)
- 7) FASB. 2013. Discussion Memorandum. *Accounting for Identifiable Intangible Assets in a Business Combination and Subsequent Accounting for Goodwill*. Norwalk, CT.
- 8) 償却処理に対しては、のれんの耐用年数と減価パターンの予測は困難であり、償却処理はそのような予測に基づいているに過ぎない。いかなるのれんの償却費も恣意的な見積りに依存したものに過ぎず、経済事象を適切に表していない (SFAS142, paras.B74-75) という批判があり、主にその点において理論的に劣るとされていた。
- 9) 報告単位の公正価値がその簿価を下回る確率が高いか否の評価に関連する事象と状況。具体例は注 22 を参照。
- 10) 主要資産とは、報告単位がキャッシュ・フロー創出力(「有形固定資産 (Topic360)」における「回収可能性」の概念と同じ)を生み出す最も重要な資産である固定資産である。

- 11) 償却アプローチに反対する理由として、のれんは時の経過により価値が下落するわけではなく、価値が減少しないという考え方がある。しかし、著者は取得後に維持されるのれんの価値の中には、取得後の企業の努力により生じた自己創設のれんが含まれると考える。
- 12) FASB. 1984. Concepts Statement No.5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*. Norwalk, CT.
- 13) FASB. 1985. Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, *Elements of Financial Statements: a Replacement of FASB Concepts Statements*. Norwalk, CT.
- 14) 即時消去アプローチの支持者は、のれんが資産認識規準を満たしていない理由として以下を挙げている。
- のれんは債務の決済には使用できない
 - のれんの市場は観察できない
 - のれんを事業体から分離して譲渡することはできない
 - のれんには明確な耐用年数がない
 - のれんは残余である。
- 15) FASB. 2013. Overview of Decisions Reached on PCC Issue No. 1, *Accounting for Identifiable Intangible Assets in a Business Combination and Subsequent Accounting for Goodwill*. Norwalk, CT.
- 16) FASB. 2014. Accounting Standards Update No.2014-02, *Intangibles—Goodwill and Other (Topic 350) Accounting for Goodwill: a consensus of the Private Company Council*. Norwalk, CT.
- 17) FASB. 2013. Proposed Accounting Standards Update, *Intangibles—Goodwill and Other (Topic 350) Accounting for Goodwill: a proposal of the Private Company Council*. Norwalk, CT.
- 18) Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization の略。支払利息控除前、税引前、有形固定資産の減価償却費及び無形固定資産の償却費控除前の利益を指す。
- 19) 例えば、耐用年数が5年の技術が主な資産であっても、取得から得られる予測キャッシュ・フローが5年を大幅に超えるケースは存在しうる (BC16)。
- 20) 耐用年数の異なる複数の資産を同じ価値で取得した場合が考えられる (BC16)。
- 21) FASB. 2010. Accounting Standards Codification Topic280, *Segment Reporting*. Norwalk, CT.
- 22) 報告単位の公正価値がその簿価を下回る確率が50%以上かどうかを評価する際、関連する事象と状況が評価されることになる。そのような事象と状況の例は以下通りである。
- マクロ経済状況の悪化：一般的な経済状況の悪化、資本調達制限、外国為替レートの変動、株式または信用市場におけるその他の変動など。
 - 産業及び市場の動向：企業が事業を行っている環境の悪化、競争環境の絶対的・相対的な激化、市況の悪化、企業の製品またはサービスの市場の変動又は規制・法律上の改正など
 - 原材料、労働またはその他の原価の上昇のような利益及びキャッシュ・フローにマイナスの影響を及ぼすコスト要因
 - 財務業績の悪化：キャッシュフローがマイナスあるいは減少傾向にあること、前期以前の売上、利益の実績及び予想と比較して、実績または計画の値が減少しているなど
 - 経営者、重要な社員、戦略または顧客の変動、倒産の見込み、あるいは訴訟のような企業固有のその他の現象
 - 報告単位に影響を与える事象：純資産簿価の変更、報告単位の一部またはすべてを売却または処分する見込みが50%以上である、報告単位の重要な資産グループの回復可能性が評価されている、報告単

位を構成する子企業の財務諸表上で減損損失が認識されている。

g. 持続的な株価の減少（相対的・絶対的比較における）

上記の例は全てを含んでいないため、企業は、定量的のれんの減損テストを実施するかどうかを決定する際に、企業の公正価値または帳簿価額に影響を及ぼすその他の関連する事象及び状況（または報告単位の）を考慮しなければならない（350-20-35-68）。

²³⁾ ただし、どの企業も、どの期間においても、定性的評価をスキップする事ができ、直接定量的評価の第一段階を実施することが可能である。その後の会計期間では定性的評価に戻ることも可能である（50-20-35-3B）この規定は 350-20-35-70 に引き継がれている。

²⁴⁾ FASB. 2017. Accounting Standards Update No.2014-02, *Intangibles—Goodwill and Other (Topic 350), Simplifying the Test for Goodwill Impairment*. Norwalk, CT.

²⁵⁾ 350-20-35-3A から 35-3G に基づいて判断する。具体的な内容は注 22 を参照のこと。

²⁶⁾ ASU2017-04 では変更部分のみ記載されており、その他の手続きについては ASU2011-08 の 350-20-35-4 から 350-20-35-13、350-20-35-19 で確認できる。

²⁷⁾ FASB. 2016. Proposed Accounting Standards Update, *Intangibles—Goodwill and Other (Topic 350) : Simplifying the Test for Goodwill Impairment*. Norwalk, CT.

²⁸⁾ 例えば、金利上昇の環境下では、金融機関等の重要な額の金融資産を保有する報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性がある。報告単位の公正価値の減少は、償却原価で計上される金融資産の公正価値の減少に起因する場合があるが、一段階の減損テストではのれんの減損として計上される可能性がある。

²⁹⁾ のれんは被取得企業の取得対価が、取得資産と負債の純額を超過する額として差額計算される。

³⁰⁾ FASB. 2019. Accounting Standards Update No.2019-06, *Intangibles—Goodwill and Other (Topic 350), Business Combinations (Topic 805), and Not-for-Profit Entities (Topic 958): Extending the Private Company Accounting Alternatives on Goodwill and Certain Identifiable Intangible Assets to Not-for-Profit Entities*. Norwalk, CT.

³¹⁾ FASB. 2009. Statement of Financial Accounting Standards No.164, *Not-for-Profit Entities: Mergers and Acquisitions*. Norwalk, CT.

³²⁾ FASB. 2018. Proposed Accounting Standards Update, *Intangibles—Goodwill and Other (Topic 350), Business Combinations (Topic 805), and Not-for-Profit Entities (Topic 958): Extending the Private Company Accounting Alternatives on Goodwill and Certain Identifiable Intangible Assets to Not-for-Profit Entities*. Norwalk, CT.

³³⁾ NAC は、FASB の諮問機関であり、FASB と連携して非営利組織の見解を基準設定プロセスに反映させるために設立された常設委員会である。

<https://www.fasb.org/jsp/FASB/Page/SectionPage&cid=1176156543050>（2020年3月25日取得）

³⁴⁾ 代替処理の適用範囲に非営利組織が含まれたことを受け、適用範囲についての規定が新たに設けられている。FASB は非営利組織による取得を「非営利の取得者が一つまたは複数の非営利活動または事業の支配権を獲得し、取得者の財務諸表で資産と負債を最初に認識する取引またはその他の事象（ASU2019-06, p.23）」と定義し、そこから生じたのれんを本改訂の範囲に定めた（BC17）。

のれんは、非営利組織において次の二つの取引から発生する。

a. 営利企業の取得、（開業医の医療システムの取得など）、及び

b. 財政的に問題（赤字）のある非営利組織の取得

³⁵⁾ FASB. 2019. Invitation To Comment, *Identifiable Intangible Assets and Subsequent Accounting for Goodwill*. Norwalk, CT.

-
- ³⁶⁾ FASB. 2019. Comment Letter Summary on the Invitation to Comment, *Identifiable Intangible Assets and Subsequent Accounting for Goodwill*. Norwalk, CT.